

○コンパルホール条例施行規則

昭和61年2月19日

規則第4号

目次

第1章 総則（第1条—第12条の2）

第2章 削除

第3章 女性活動室（第16条—第18条）

第4章 市民体育館（第19条—第21条）

第4章の2 団体活動室（第21条の2・第21条の3）

第4章の3 老人憩い室（第21条の4—第21条の6）

第5章 駐車場（第22条）

第5章の2 指定管理者（第22条の2—第22条の7）

第6章 雑則（第22条の8・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、コンパルホール条例（昭和60年大分市条例第31号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 コンパルホールの施設（条例第5条に規定する使用料を徴収する施設

(駐車場を除く。)に限る。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、コンパルホール使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、許可された事項を変更するときは、コンパルホール使用変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請は、使用しようとする日の属する月前6月以内に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平5規則51・平10規則13・平22規則38・平23規則4・
一部改正)

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項及び第2項の申請者に対し使用等の許可をしたときは、コンパルホール使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から10日以内に交付するものとする。

(平5規則51・平10規則13・一部改正)

(連続使用の制限)

第4条 コンパルホールの施設(以下「施設」という。)を連続して使用できる期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

区分	期間
----	----

文化ホール（ホワイエ、楽屋つき）	5 日
ホワイエ	5 日
多目的ホール	7 日
市民ギャラリー	1 5 日
マルチスポット	3 0 日
子どもギャラリー	3 0 日
その他の施設	3 日

（平 5 規則 5 1 ・ 平 1 0 規則 1 3 ・ 平 2 2 規則 3 8 ・ 一部改正）

（許可書の提示）

第 5 条 第 3 条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用しようとするときは、同条の許可書を職員に提示しなければならない。

（平 1 4 規則 3 1 ・ 一部改正）

（電子情報処理組織による手続の特例）

第 5 条の 2 電子情報処理組織を用いて施設の使用等の許可をする場合にあっては、次に掲げる手続については、これを省略することができる。

- (1) 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請書の提出
- (2) 第 3 条の規定による許可書の交付

2 前項第 2 号の規定に基づき許可書の交付を省略した場合にあっては、前条の規定による許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもってこれに代えるものとする。

(平 1 4 規則 3 1 ・ 追加)

(電子情報処理組織による使用料の納付日)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める日は、施設の使用の許可を受けた日の属する月の翌月の末日までの日であって、市長が別に定める日とする。

(平 1 4 規則 3 1 ・ 追加、平 1 6 規則 1 0 ・ 平 2 0 規則 6 ・ 平 2 8 規

則 9 ・ 令 7 規則 3 ・ 一部改正)

(設備器具の使用料)

第 6 条の 2 条例第 5 条第 4 項の規定により規則で定める設備器具の使用料は別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、前条で定める日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

(平 5 規則 5 1 ・ 平 1 0 規則 1 3 ・ 一部改正、平 1 4 規則 3 1 ・ 旧第

6 条繰下 ・ 一部改正、令 7 規則 3 ・ 一部改正)

(使用料の還付)

第 7 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変及び条例第 11 条の規定により使用の許可を取り消したとき
その他使用者の責に帰すことができない理由により使用できなくなったとき。
全額

(2) 使用者が使用期日前 7 日（文化ホール及び多目的ホールについては 30 日）までに使用の取消しを申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。
半額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、コンパルホール使用料還付申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（平 5 規則 51・平 10 規則 13・一部改正）

（使用者及び入場者の遵守事項）

第 8 条 コンパルホールの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 館内を不潔にしないこと。
- (4) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なくして壁、柱、扉等に貼り紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。

(6) その他職員の指示する事項

2 使用者は、前項に規定することのほか次の事項を守らなければならない。

(1) 収容人員は、当該施設の所定人員を超えないこと。

(2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。

(3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

(平 1 4 規則 6 1 ・ 令 7 規則 3 ・ 一部改正)

(毀損滅失届)

第 9 条 使用者及び入場者は、建物、設備及び器具等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに毀損（滅失）届（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

(平 5 規則 5 1 ・ 平 1 0 規則 1 3 ・ 平 2 2 規則 3 8 ・ 令 7 規則 3 ・ 一部改正)

(使用後の点検)

第 1 0 条 使用者は施設及び設備器具の使用が終ったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(開館時間)

第 1 1 条 コンパルホールの開館時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平5規則51・平8規則17・平10規則13・平22規則38・
一部改正)

第11条の2 コンパルホールの駐車場のうち屋外駐車場については、前条の規定にかかわらず、開館時間を午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平22規則38・追加)

(休館日)

第12条 コンパルホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月の第2月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年1月3日まで

(平元規則12・平5規則51・平8規則17・平10規則13・平
19規則5・平22規則38・一部改正)

第12条の2 コンパルホールの駐車場のうち屋外駐車場については、前条の規定にかかわらず休館日を設けないものとする。

(平7規則61・追加、平8規則17・一部改正)

第2章 削除

(平 2 9 規則 3 4)

第 1 3 条から第 1 5 条まで 削除

(平 2 9 規則 3 4)

第 3 章 女性活動室

(平 8 規則 1 7 ・旧第 4 章繰上、平 2 2 規則 3 8 ・改称)

(事業)

第 1 6 条 女性活動室は、次の事業を行う。

- (1) 女性の教養の向上に関すること。
- (2) レクリエーション、クラブ活動その他余暇に行われる活動のための便宜
の供与並びに必要な助言及び指導に関すること。

(平 8 規則 1 7 ・旧第 2 5 条繰上、平 2 2 規則 3 8 ・一部改正)

(女性活動室を使用できる者の範囲)

第 1 7 条 女性活動室を使用できる者は、本市に住所又は勤務先を有する女性とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(平 5 規則 5 1 ・一部改正、平 8 規則 1 7 ・旧第 2 6 条繰上、平 1 0

規則 1 3 ・平 2 2 規則 3 8 ・一部改正)

(女性活動室の使用許可)

第 1 8 条 女性活動室を使用しようとする者は、女性活動室使用申込簿に所定の事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。

(平 5 規則 5 1 ・一部改正、平 8 規則 1 7 ・旧第 2 7 条繰上、平 1 0

規則 13・平 22 規則 38・一部改正)

第 4 章 市民体育館

(平 8 規則 17・旧第 5 章繰上)

(事業)

第 19 条 市民体育館は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ並びにレクリエーション活動の指導及び普及に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。

(平 8 規則 17・旧第 28 条繰上)

(個人使用の手続)

第 20 条 個人が市民体育館を使用するときは、市民体育館個人使用券又は市民体育館使用回数券（様式第 6 号）の交付を受けることによって、第 2 条第 1 項及び第 3 条の手続きに代えることができる。

(平 5 規則 51・一部改正、平 8 規則 17・旧第 29 条繰上・一部改正、平 22 規則 38・一部改正)

(照明施設の使用手続)

第 21 条 市民体育館の照明施設の使用許可（個人使用の場合を除く。）は、第 2 条第 1 項及び第 3 条の規定にかかわらず、市民体育館照明施設使用券の交付により行うことができる。

(平元規則 12・追加、平 5 規則 51・一部改正、平 8 規則 17・旧第 30 条繰上・一部改正、平 22 規則 38・一部改正)

第4章の2 団体活動室

(平22規則38・追加)

(団体活動室を使用できる者の範囲)

第21条の2 団体活動室を使用できる者は、本市又は由布市の市民団体、グループ等（以下「団体」という。）のうち公益性の高い活動を行っている団体であって、市長が適当と認めるものとする。

(平22規則38・追加)

(団体活動室の使用許可)

第21条の3 団体活動室を使用しようとする団体の代表者は、団体活動室使用申込簿に所定の事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。

(平22規則38・追加)

第4章の3 老人憩い室

(平22規則38・追加)

(事業)

第21条の4 老人憩い室は、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉の向上に関すること。
- (2) レクリエーション、クラブ活動その他余暇に行われる活動のための便宜の供与並びに必要な助言及び指導に関すること。

(平22規則38・追加)

(老人憩い室を使用できる者の範囲)

第 2 1 条の 5 老人憩い室を使用できる者は、本市に住所を有する 6 0 歳以上の者とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(老人憩い室の使用許可)

第 2 1 条の 6 老人憩い室を使用しようとする者は、老人憩い室使用申込簿に所定の事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

第 5 章 駐車場

(平 8 規則 1 7 ・ 旧第 6 章繰上)

(駐車場の使用)

第 2 2 条 駐車場を使用しようとする者は、入庫の際駐車券 (様式第 7 号) の交付を受け、出庫の際これを返納するものとする。

2 駐車券の交付をもって使用許可書の交付に代えるものとする。

3 駐車券を亡失し、又は破損したときは、その再交付を受けるものとする。

(平元規則 1 2 ・ 旧第 3 0 条繰下 ・ 一部改正、平 5 規則 5 1 ・ 一部改正、平 8 規則 1 7 ・ 旧第 3 1 条繰上 ・ 一部改正、平 2 2 規則 3 8 ・ 一部改正)

第 5 章の 2 指定管理者

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(公告)

第 22 条の 2 市長は、条例第 15 条第 1 項の規定によりコンパルホールの管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者（条例第 15 条第 1 項の規定により市長が指定する者をいう。

以下同じ。）が行う管理の基準及び業務の範囲

- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第 15 条第 3 項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平 22 規則 38・追加）

（指定申請）

第 22 条の 3 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 15 条第 4 項の申請書は、コンパルホール指定管理者指定申請書（様式第 8 号）とする。

3 条例第 15 条第 4 項の事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のコンパルホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書

- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、こ

れらに相当する書類)

- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の財産目録及び貸借対照表（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 法人等が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(指定管理予定者)

第 2 2 条の 4 市長は、指定申請をした法人等のうち、条例第 1 5 条第 1 項各号に規定する要件を満たし、かつ、条例第 1 条に規定する設置の目的を達成する上で最も適切と認める者を指定管理者の予定者とする。

2 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人等がないとき、又は前項の指定管理者の予定者がないときは、再度、第 2 2 条の 2 の規定による公告を行うことができる。

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(通知)

第 2 2 条の 5 市長は、条例第 1 5 条第 1 項の規定による指定をしたときは、

その旨を指定された法人等に通知する。

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(協定)

第 2 2 条の 6 市長は、コンパルホールの管理上必要な事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(平 2 2 規則 3 8 ・ 追加)

(指定管理者に関する読替え等)

第 2 2 条の 7 条例第 1 5 条第 1 項の規定により指定管理者にコンパルホールの管理を行わせる場合（以下単に「管理を行わせる場合」という。）における第 2 条、第 3 条、第 4 条ただし書、第 6 条、第 6 条の 2、第 9 条、第 1 1 条第 2 項、第 1 1 条の 2 ただし書、第 1 2 条ただし書、第 1 8 条、第 2 1 条の 3 及び第 2 1 条の 6 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 1 項	条例第 5 条に規定する使用料	条例第 2 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 5 条に規定する利用料金（条例第 2 0 条第 1

		項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)
	市長	条例第 15 条第 1 項に規定する指定管理者
第 2 条第 2 項	市長	条例第 15 条第 1 項に規定する指定管理者
第 2 条第 3 項ただし書	市長が特に必要と認める	条例第 15 条第 1 項に規定する指定管理者が特に必要と認める場合において市長の承認を得た
第 3 条	市長	条例第 15 条第 1 項に規定する指定管理者
第 4 条ただし書	市長が特に必要と認める	条例第 15 条第 1 項に規定する指定管理者が特に必要と認める場合において市長の承認を得た
第 6 条の見出し	使用料	利用料金
第 6 条	条例第 5 条第 2 項	条例第 20 条第 2 項の規定により読み替えて適用され

		る条例第 5 条第 2 項
第 6 条の 2 の見出し	使用料	利用料金
第 6 条の 2 第 1 項	条例第 5 条第 4 項	条例第 2 0 条第 2 項の規定 により読み替えて適用され る条例第 5 条第 4 項
	使用料	利用料金
	別表のとおり	別表に定める額の範囲内 で、市長の承認を得て、条 例第 1 5 条第 1 項に規定す る指定管理者が定める額
第 6 条の 2 第 2 項	使用料	利用料金
第 6 条の 2 第 2 項ただし書	当該使用料	当該利用料金
第 6 条の 2 第 3 項	市長が特に必要と認める	条例第 1 5 条第 1 項に規定 する指定管理者が特に必要 と認める場合において市長 の承認を得た
	使用料	利用料金
第 9 条	市長	条例第 1 5 条第 1 項に規定

		する指定管理者
第 1 1 条第 2 項、第 1 1 条の 2 ただし書及び 第 1 2 条ただし書	市長が特に必要と認める	条例第 1 5 条第 1 項に規定 する指定管理者が特に必要 と認める場合において市長 の承認を得た
第 1 8 条、第 2 1 条の 3 及び第 2 1 条の 6	市長	条例第 1 5 条第 1 項に規定 する指定管理者

2 管理を行わせる場合においては、第 7 条の規定は適用しない。

3 管理を行わせる場合においては、指定管理者は、市長の承認を得て、この規則に定める様式に所要の変更を加えて使用することができる。

(平 2 2 規則 3 8 ・追加・一部改正、平 2 9 規則 3 4 ・一部改正)

第 6 章 雑則

(平 8 規則 1 7 ・旧第 7 章繰上)

(使用料を徴収しない施設の使用等)

第 2 2 条の 8 第 3 章、第 4 章の 2 及び第 4 章の 3 に定めるもののほか、使用料を徴収しない施設の使用等については、市長が別に定める。

(平 2 2 規則 3 8 ・追加・一部改正、平 2 9 規則 3 4 ・一部改正)

(委任)

第 2 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平元規則 1 2 ・旧第 3 1 条繰下、平 8 規則 1 7 ・旧第 3 2 条繰上)

附 則

この規則は、昭和 6 1 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年規則第 2 5 号）

- 1 この規則は、昭和 6 4 年 1 月 4 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後のコンパルホール条例施行規則の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第 1 2 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 1 項の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後のコンパルホール条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後のコンパルホールの設備器具の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年規則第 1 5 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 5 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(大分市コンパルホール管理規則の廃止)

- 2 大分市コンパルホール管理規則（昭和 6 1 年大分市規則第 5 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前のコンパルホール条例施行規則の規定によりなされた使用許可、申請手続その他の行為は、改正後のコンパルホール条例施行規則の規定によりなされた使用許可、申請手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 6 年規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のコンパルホール条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した使用許可の申請に係る使用料から適用し、施行日前に受理した使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年規則第 6 1 号）

この規則は、平成 7 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 6 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のコンパルホール条例施行規則様式第1号から第3号までの規定に基づきなされた申請及び使用許可（この規則の施行の日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後のコンパルホール条例施行規則様式第1号から第3号までの規定に基づきなされた申請及び使用許可とみなす。

附 則（平成8年規則第17号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第68号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のコンパルホール条例施行規則の規定によりなされた使用許可、申請手続その他の行為は、改正後のコンパルホール条例施

行規則の規定によりなされた使用許可、申請手続その他の行為とみなす。

附 則（平成１２年規則第８８号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前のコンパルホール条例施行規則様式第４号及び様式第５号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成１４年規則第３号）

この規則は、平成１４年２月１日から施行する。

附 則（平成１４年規則第３１号）

この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年規則第６１号）

この規則は、平成１４年１０月１日から施行する。

附 則（平成１６年規則第１０号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年規則第５号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年規則第６号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 11 条の次に 1 条を加える改正規定は平成 22 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の表ホワイエの項及び別表その他の部調理台の項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後のコンパルホールの使用について適用する。

附 則（平成 22 年規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の申請に係る使用料（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に改正前の第20条の規定により交付された市民体育館使用回数券は、改正後の同条の規定により交付された市民体育館使用回数券とみなす。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分市市民行政センター条例施行規則第7条、大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則第5条、コンパルホール条例施行規則第6条、平和市民公園能楽堂条例施行規則第5条の3及び大分市都市公園条例施行規則第2条の5第2号の規定にあつては平成28年3月1日以後の申請に係る使用料、改正後の同規則第2条の5第1号の規定にあつては平成28年3月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の申請又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第34号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のホルトホール大分条例施行規則別表の規定及び第2条の規定による改正後のコンパルホール条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料（指定管理者が収入する利用料

金を除く。以下同じ。) について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年規則第 3 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 1 3 日から施行する。

別表（第 6 条の 2 関係）

（令元規則 3 1 ・全改）

設備器具使用料

単位 円

区分	器具の名称	種別等	単位	金額
舞台設備	所作舞台		1 枚	1 7 0
	反響板		1 回	3, 6 3 0
	仮設花道		1 式	1, 2 1 0
	金屏風		1 双	9 6 0
	鳥の子屏風		〃	6 0 0
	演壇（花台を含む。）		1 式	4 8 0
	司会者台		1 台	2 4 0
	平台		1 枚	1 7 0
	箱馬		1 個	3 0
	折りたたみ馬		〃	6 0

	指揮台		1 台	1 7 0
	譜面台	文化ホール	1 個	5 0
	めくり台		1 台	1 2 0
	蹴込み		1 面	5 0
	緋もうせん		1 枚	2 4 0
	上敷		〃	2 4 0
	ステージマット	バレエ用	〃	1, 2 1 0
	暗転幕		〃	6 0 0
	バック幕		〃	6 0 0
	ホリゾン幕		〃	6 0 0
	バトン		1 本	2 4 0
照明器具	フットライト	4 色	1 列	4 8 0
	花道フットライト		〃	2 4 0
	第 1 ボーダーライト		〃	7 2 0
	第 2 ボーダーライト		〃	7 2 0
	アッパーホリゾンライト		〃	9 6 0
	ローアホリゾンライト		〃	7 2 0
	センタースポットライト		1 台	1, 2 1 0
	フロントサイドスポットラ	1 KW	〃	2 4 0

イト			
シーリングスポットライト	1 KW	〃	2 4 0
プロジェクタースポットライト		〃	3 6 0
ピンスポット		〃	1, 2 1 0
移動用スポット	5 0 0 W	〃	1 7 0
移動用スポット	7 5 0 W	〃	2 9 0
移動用スポット	1 KW	〃	3 6 0
移動用スポット	1. 5 KW	〃	5 3 0
移動用スポット	2 KW	〃	7 1 0
ストリップライト	A 1. 3 m	1 本	1 7 0
ストリップライト	B 0. 7 m	〃	1 2 0
反響板ライト		1 式	7 2 0
天井スポットライト		1 台	3 6 0
エフェクトマシン		〃	9 6 0
先玉レンズ		1 個	1 2 0
エフェクト用種板		〃	1 2 0
ミラーボール		〃	6 0 0
スポットスタンド		1 本	6 0

	バンドア		1 個	6 0
	オベタ		1 枚	6 0
	DMXワイヤレス送受信機		1 式	1, 2 1 0
	照明用回線	卓持込みの場合	〃	1, 2 1 0
	照明用回線	照明器具持込みの場合	1 kw	2 4 0
	分電盤電源供給口		1 kw	2 4 0
音響装置	サブミキサー		1 台	6 0 0
	コンデンサーマイクロホン		1 本	6 0 0
	ダイナミックマイクロホン		〃	2 4 0
	ワイヤレスマイクロホン	A	〃	4 8 0
	ワイヤレスマイクロホン	B	〃	1, 8 1 0
	エレベーターマイクロホン		〃	4 8 0
	三点吊りマイクロホン装置	ステレオマイクロホン付き	1 式	1, 2 1 0
	オープンデッキ		1 台	6 0 0
	カセットテープレコーダー		〃	6 0 0
	コンパクトディスク(CD)プ		〃	6 0 0

レコーダー			
ミニディスク(MD)プレーヤー		〃	6 0 0
デジタルオーディオテーププレーヤー		〃	6 0 0
カセットデッキ		〃	6 0 0
拡声装置	集会室	1 式	6 0 0
拡声装置	多目的ホール	〃	1, 2 1 0
拡声装置	文化ホール	〃	3, 6 3 0
拡声装置	体育館	〃	1, 2 1 0
移動用拡声装置（マイク 2 本付き）	館内共通	1 台	6 0 0
はね返しスピーカー		〃	6 0 0
マイクスタンド		1 本	6 0
移動用調整卓		1 台	1, 2 1 0
マルチケーブル		1 式	5 6 0
エフェクター類（リバーブ、イコライザー等）		1 台	6 0 0
ダイレクトボックス		1 個	2 4 0

	入力回路	器具持込みの場合	1 回路	1 2 0
	音響用回線	音響装置持込みの場合	1 式	2, 4 2 0
映写設備	3 5 mm映写機		〃	7, 2 6 0
	スライド映写機		〃	1, 2 1 0
	オーバーヘッドプロジェクター		〃	1, 2 1 0
	液晶プロジェクター	移動用	〃	1, 2 1 0
	映写スクリーン	文化ホール	〃	1, 2 1 0
	移動用スクリーン		〃	2 4 0
	電源延長ケーブル		1 本	1 2 0
	クリヤーカム		1 台	2 4 0
	デジタルビデオディスク (DVD)プレーヤー		〃	6 0 0
	映写機用電源供給口	映写機持込みの場合	〃	6 0 0
その他	グランドピアノ	A	〃	6, 0 5 0
	グランドピアノ	B	〃	3, 0 2 0

グランドピアノ	C	〃	1, 2 1 0
パイプオルガン		〃	1, 2 1 0
エレクトーン		〃	1, 2 1 0
浴室		1 回	9 6 0
コンセント		1 口	1 2 0
大口電源供給口		〃	3, 6 3 0
仮設ステージ		1 台	1 2 0
記録録音		1 回	2 4 0
厨房器具	多目的ホール	1 式	2, 4 2 0
調理台	調理実習室	1 台	1 時間につき 5 0 (使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは 1 時間とする。)
電光得点表示装置	体育館	1 式	1, 2 1 0
茶道具		〃	1, 6 5 0

	茶道具		1 点	5 0 (合計金額が 1 , 6 5 0 円を超えた ときは、1 , 6 5 0 円とする。)
	照明用カラーフィルター		1 灯	3 0

備考

- (1) 設備器具（調理台を除く。）の使用料の 1 単位は、4 時間以内とする。
- ただし、4 時間以内であっても上演回数が 1 回を超えるときは、その回数による。
- (2) ピアノの使用料には、調律料は含まない。

様式第1号(第2条関係)

コンパルホール使用許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(団体名及び代表者名) 電話番号
担 当 者 名 電話番号

次のとおり使用したいので、コンパルホール条例及びコンパルホール条例施行規則を承諾の上申し込みます。

催物(会議)の名称				
使 用 目 的				
使 用 日	使用時間	施 設 名	(人数)	使 用 料 計
申 請 者 確 認 欄		合 計		
備 考				

様式第2号(第2条関係)

コンパルホール使用変更許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者

住所
(所在地)
氏名
(団体名及び代表者名)
担当者名

電話番号

電話番号

コンパルホールの使用について変更したいので申し込めます。

変 更 内 容		
区 分	変更前	変更後
催 物 (会 議) の 名 称		
使 用 目 的		
使 用 日 時 、 施 設 名 及 び 利 用 人 数		

確 認 事 項		申 請 者 確 認 欄	
------------------	--	----------------------------	--

様式第3号(第3条関係)

コンパルホール使用許可書

年 月 日

殿

大分市長



次のとおり使用を許可します。

催物(会議)の名称				
使 用 目 的				
使 用 日	使用時間	施 設 名 (人数)	計	備考
確 認 欄		合 計		
注意事項				

様式第4号(第7条関係)

年 月 日	
大分市長 殿	
申請者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び所在地並びに代 表者及び担当者の氏名)
連絡先	
コンパルホール使用料還付申請書	
コンパルホールの使用料について、次のとおり還付を受けたいので申請します。	
使 用 許 可 番 号	第 号
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
使用を取りやめた施設・設備・器具の名称	
使用を取りやめた理由	
既 納 の 使 用 料 の 額	
コンパルホール条例施行規則第7条による還付申請金額	

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

大分市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、
その名称及び所在地並びに代
表者及び担当者の氏名)
連絡先

毀 損 (滅 失) 届

コンパルホール施設(設備・器具)を次のとおり毀損(滅失)したので届け出ます。ついては、コンパルホール条例第14条の規定により指示のとおり賠償します。

- 1 毀損(滅失)した日時
- 2 毀損(滅失)した施設(設備・器具)の名称及び数量
- 3 毀損(滅失)の内容又は程度
- 4 賠償額

様式第6号(第20条関係)

[illegible]

様式第7号(第22条関係)

駐車券

大分市 コンパルホール駐車場

入庫

出庫

様式第8号(第22条の3関係)

年 月 日

コンパルホール指定管理者指定申請書

大分市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話番号

コンパルホール条例第15条第3項の規定により、コンパルホールの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第1号（第2条関係）

（平20規則6・全改、令7規則3・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平20規則6・全改、令7規則3・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平20規則6・全改、令7規則3・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（平5規則51・平10規則13・平12規則88・令7規則3・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

（平5規則51・平10規則13・平12規則88・令7規則3・一部改正）

様式第6号（第20条関係）

（平4規則2・一部改正、平5規則51・旧様式第11号繰上、平6規則7・一部改正、平8規則17・旧様式第9号繰上、平9規則68・一部改正、平22規則38・旧様式第7号繰上、平26規則5・令7規則3・一部改正）

様式第7号（第22条関係）

（平22規則38・追加、令7規則3・一部改正）

様式第8号（第22条の3関係）

(平 2 2 規則 3 8 ・ 全改、令 7 規則 3 ・ 一部改正)